

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)

改 正 後	現 行
<p>(法第七十条第二項の政令で定める割合) 第三十二条 法第七十条第二項の政令で定める割合は、年七・二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>(課徴金の一部納付があつた場合の延滞金の額の計算等) 第三十三条 (略)</p> <p>2 法第六十九条第二項の規定により延滞金を併せて納付すべき場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。</p>	<p>(法第七十条の九第三項及び第七十条の十第三項の政令で定める割合) 第三十二条 法第七十条の九第三項及び第七十条の十第三項の政令で定める割合は、年七・二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>(課徴金の一部納付があつた場合の延滞金の額の計算等) 第三十三条 (略)</p> <p>2 法第七十条の九第三項の規定により延滞金を併せて納付すべき場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。</p>

<p>政令 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査 手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する 政令</p>	<p>公正取引委員会の審判費用等に関する政令</p>
<p>改 正 後</p>	<p>現 行</p>

○公正取引委員会の審判費用等に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十四号）

改 正 後	現 行
<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の規定による審査官の指定は、事件ごとに、公正取引委員会事務総局の審査局（犯則審査部を除く。）並びに地方事務所及びその支所の職員のうち、事件の審査を行うため必要な法律及び経済に関する知識経験を有するものについて行うものとする。</p>	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の規定による審査官の指定は、事件ごとに、公正取引委員会事務総局の審査局（犯則審査部を除く。）並びに地方事務所及びその支所の職員のうち、事件の審査を行い、及び審判に立ち会うため必要な法律及び経済に関する知識経験を有するものについて行うものとする。</p>